

運行管理者試験 テキスト 目次

(1) 貨物自動車運送事業法

出題数 8 問 

第 1 節	法の目的	1
第 2 節	許認可の種類	2
第 3 節	許認可事項と届出	3
第 4 節	欠格事由、禁止・罰則事項	4
第 5 節	安全の確保	6
	過積載	8
	点呼・記録等	10
	乗務記録	12
第 6 節	運行指示書	12
第 7 節	運転者台帳	13
第 8 節	特別な指導と適性診断	14
第 9 節	運行管理者の選任等	16
	事業者と運行管理者の業務比較	17
	運行管理者資格者証交付者等	21
第 10 節	事故報告	22
	速報・重大事故の定義	23
	事故の記録	24
	事業法改正のポイント	24

(2) 道路運送車両法

出題数 4 問 

第 1 節	法の目的、定義及び自動車の種類	25
第 2 節	登録及び検査証	26
	自動車登録番号標等の表示の義務	27
第 3 節	整備管理者	28
第 4 節	点検・整備	29
第 5 節	保安基準	31
	灯火・反射器関係主要規定	35

(3) 道路交通法

出題数 5 問 

第 1 節	法の目的	37
	重要語句	37
第 2 節	自動車の種類	39
第 3 節	公安委員会の指導事項	39
第 4 節	通行方法	40
第 5 節	灯火	46
第 6 節	積載方法及び積載制限	46
	過積載	47
第 7 節	運転免許	48
	公安委員会による取消及び停止	48

第 8 節

警察署長による仮停止	49	
3者の権限比較	49	
その他の遵守事項	51	
信号機種類・運転者遵守事項	52	
第 9 節	主な道路標識	53

(4) 労働基準法

出題数 6 問 

第 1 節	労働条件の原則	55
	有給休暇	56
	重要語句	56
第 2 節	労働条件の明示	57
	解雇制限	68
	解雇予告	59
	休業手当等	60
	就業規則	61
	女性に関する規制	62
	労働者台帳・賃金台帳	63
第 3 節	労働時間等の改善基準	64
	労働時間等の改善基準の一覧	66
	(参考)働き方改革関連法	67
	労働安全衛生法	68

(5) 実務上の知識

出題数 7 問 

第 1 節	自動車の運転に関すること	69
第 2 節	実務上における点呼の留意点	71
	点呼記載項目比較	72
	点呼のフローチャート	73
	事故のフローチャート	74
	Gマークの I T 点呼	75
第 3 節	道路現場での様々な現象	75
	特殊な現象	76
	人に対する現象	77
	悪条件下の運転のまとめ	78
	その他重要事項	80
第 4 節	運輸安全マネジメント及び監査	86
	監査から処分の流れ	87
	荷主勧告制度とは	88
	(参考)法改正に伴う許認可の変更	89
	数字で覚える運行管理	90

出題数 合計 30 問
合格点 18 問
(但し、全科目最低 1 問以上。実務上の知識は 2 問以上の正解を要します)

第2節 許認可の種類

事業法 第3条 (一般貨物自動車運送事業の許可)

1 一般貨物自動車事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。**重要**

【ここに注目！】

特許	発明、銀行などの免許等
↓	
免許	旧法当時のバス、トラック、タクシー等の新規免許
↓	
許可	一般貨物自動車運送事業を始めるとき (国土交通大臣の許可)
↓	
認可	許可された内容を変更する場合 (国土交通大臣が認可) <ul style="list-style-type: none"> ● 運送約款の新規・変更 ● 事業の譲渡・譲受、合併、分割、相続 ● 営業所の位置新設、変更 ● 自動車車庫の位置・収容能力、新設・変更 ● 休憩仮眠施設の位置・収容能力、新設・変更 (変更は一部届出) ● 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別 ● 貨物自動車利用運送をするかどうかの別
↓	
あらかじめ届出 (事前)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数(増減車) ● 各営業所に配置する運行車の数 (特別積合せの車両)
遅滞なく届出 (事後) (原則7日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる事務所の名称・位置 ● 営業所の名称 ● 地方運輸局長の指定区域内の営業所の位置変更 ● 事業者の氏名又は名称、住所、代表者名 (遅滞なく) ● 事業の休止・廃止 (予定日より30日以前に) ● 運賃・料金 (設定又は変更後30日以内) ● 運行管理者の選任・解任 (地方運輸支局長宛) 遅くとも7日以内に届出ることを指導している(通達より) ● 整備管理者の選任・解任 (地方運輸支局長宛) ● 貨物軽自動車の経営
↓	
報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故報告書 (支局長経由、国土交通大臣へ 30日以内) ● 営業報告書 (事業年度後100日以内) ● 事業実績報告書 (毎年7月10日まで)

☞ポイント解説

【ここに注目！】

見やすいと評判のA4サイズで、メモもできるポイント欄！重要なことを分かりやすくまとめています

☞ポイント

車両の増車・減車は事前届である(R1.11.1より)
 下記は、認可必要・営業所ごとの最低車両台数(5台)を下回る場合の増減車(霊柩、一般廃棄物、鳥しよは除く)
 ・法令遵守が十分でないおそれがある場合の増車
 ・一定の規模以上の増車
 P89 参照

☞ポイント

届出も国土交通大臣宛である。

☞ポイント

運賃料金の設定変更は30日以内に届出。

☞ポイント

代表取締役以外の取締役等は7月1日～翌年6月30日の変更事項を7月1日～7月31日までに届出る。

事業法 第60条 (報告の徴収及び立入検査)

1 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の**設定または変更後30日以内**に、所定の事項を記載した運賃料金設定(変更)届出を、所轄**地方運輸局長に提出**しなければならない。

第4節 通行方法【重要】

貨物 テキスト見本 道路交通法
 ©法令事務センター

どのような場合	車両はどうする	説明図・ポイント	根拠条文
(1) 通行区分			
歩道又は路側帯と車道との区別のある道路	車道を通行 但しやむを得ない場合【例外】 歩道等を横断・駐停車する →一時停止かつ歩行者優先 【ここに注目！】 イメージしやすいようは イラストを多数使用		法 17 条
(2) 左側寄り通行の原則			
指定通行帯を除く道路	左側通行 (追越等を除く)		法 18 条 1 項
区別のない道路	安全な間隔を保持 または 徐行		2 項
区別のある道路	左側から 1 番目 (3 以上の車両通行帯が設けられているときは、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。)		法 20 条 1 項
法令規定の通行区分と異なる通行区分の指定	指定された通行区分に従って車両通行帯を通行		法 20 条 2 項
路線バスが(優先通行帯で)後方から接近	通行禁止。すみやかに外に出る。		法 20 条の 2
(3) 軌道敷地内の通行			
	原則禁止 (左折・右折・横断・回転等のための横切り又は危険防止のためやむを得ない場合を除く)		法 21 条
(4) 道路外に出る場合			
左折するとき	事前、できる限り 左側端寄り、徐行		法 25 条 1 項
右折するとき	事前、できる限り 中央寄り、徐行		2 項
手又は方向指示器による合図	後方車は進路変更を妨げない		3 項
(5) 横断等の禁止			
歩行者又は他車両に交通妨害するおそれのある時	道路外施設等の出入りの為、右左折、横断回転、後退禁止		法 25 条の 2
(6) 進路変更の禁止			
みだりに	進路変更禁止		法 26 条の 2 1 項
進路変更時(後続車がいる時等)	進路変更禁止		2 項
車両通行帯に進路変更禁止等表示	進路変更禁止 (緊急車両のため・道路工事等を除く)		3 項

第3節 労働時間等の改善基準

改善基準第1条(目的等)

- ①自動車運転者（**四輪以上の自動車**の運転の業務に従事）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の**労働条件の向上**を図る
- ②労働関係の当事者はこの基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その**向上**に努めなければならない。
- ③使用者は、**季節的繁忙**その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に**労働時間を延長**し、又は**休日に労働させる場合**においても、**その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。**

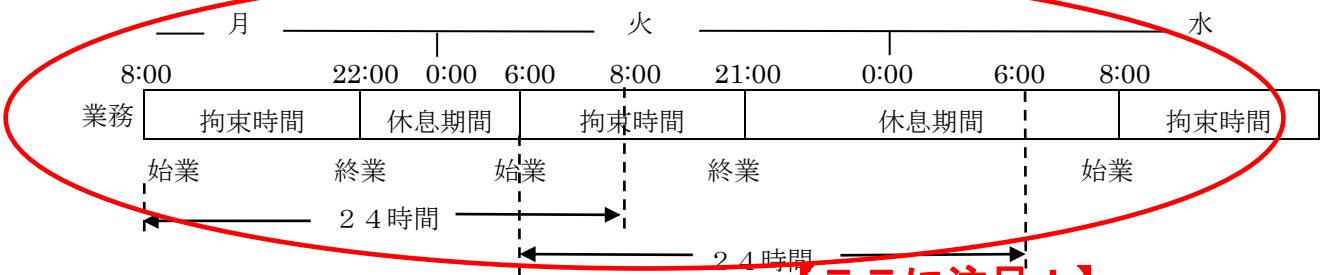
重要 拘束時間と休息期間

- ①拘束時間・・・始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいう。
- ②休息期間・・・勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、~~労働者にとってまったく自由な時間をいう。~~

ポイント解説

ポイント

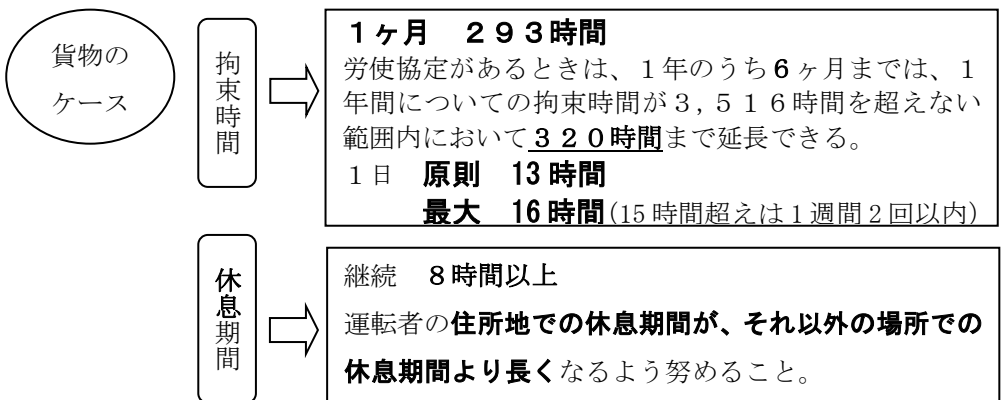
拘束時間の1日(24時間)は始業時から始まり翌日の同じ時刻までが1日であり、翌日が早い場合、重なる部分は前日とダブルカウントする。



※月曜日は8時始業2時終業で14時間
 火曜日は6時始業21時終業で15時間
 となるはずであるが、拘束始まりから翌日の同じ時間までを1日のサイクルとするので月曜日と火曜日では、火曜日は2時間早く始まるので重複した2時間は月曜日の14時間に加算する。
 つまり月曜日は16時間となる。火曜日は水曜日が6時より遅いので重なりはなく15時間である。(尚、重複部分は1ヵ月の拘束時間での加算はない。)

【ここに注目！】
 図解を用いた説明で
 理解しやすい！

重要



ポイント

使用者は、運転者の休息期間については、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えない。ただし、業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。(改善基準第5条3項2号)

重要

●労働時間等の改善基準一覧

貨物 テキスト見本 労働基準法
◎法令事務センター

トラック	
拘束時間 ・ 休息期間	<p>【ここに注目！】</p> <p>①1日 13時間以内最大 16時間 重要な数字は表に整理して覚えやすい！ 試験直前の見直しに役立ちます</p> <p>(15時間超は週2回まで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>8時間以上の休息期間</p>
	<p>②1ヵ月 293時間以内 (例外) (労使協定により1年の内6ヵ月内で総時間 3516時間内で) 1ヵ月 320時間まで可能</p>
運転時間	<p>①4時間を超える連続運転禁止 (1回10分以上合計30分以上の休憩)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>⚠ポイント 荷物の積降も運転の中断と考える</p> </div>
	<p>②2日平均 9時間以内/日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>⚠ポイント 特定日を中心にどちらもの平均が9時間を超える場合は不可</p> </div>
	<p>③2週平均 44時間/週</p>
分割休息	<p>業務上連続8時間以上休息期間が困難な場合(全勤務の2分の1以内) 一日において1回4時間以上 合計10時間以上分割休息が可能</p>
休日労働	2週間に1回が限度
休日扱い	<p>休息期間+24時間</p> <p>日勤(休息8時間+24時間⇒30時間以上で可能) 隔日勤務(休息20時間+24時間⇒44時間以上)</p>
2人乗務特例	<p>1日最大拘束時間 20時間 休息期間 4時間 に短縮</p>
フェリー乗船特例	<p>フェリー乗船時間は休息期間とする。 但し、減算後の休息期間はフェリー下船時より勤務終了までの時間の1/2を下回ってはならない。</p>
隔日勤務	<p>2暦日で拘束時間が21時間以内</p> <p>但し、仮眠施設があり、夜間4時間以上仮眠できる場合24時間まで (但し、2週間で3回まで、かつ2週間における総拘束時間は126時間以内)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>20時間以上休息期間</p>

運行管理者試験対策過去問題集 目次

(1) 貨物自動車運送事業法

出題数 8問 

1-1	目的・定義	1
1-2	輸送の安全の公表	1
1-3	許認可・約款・運賃	1
1-4	過積載	3
1-5	事業者の安全義務	4
1-6	事業主の業務	5
1-7	運行管理者の業務	7
1-8	事故処理	9
1-9	運行指示書・運行記録計・ 運転者台帳・乗務記録	12
1-10	点呼	14
1-11	特別な指導及び安全の確保	17

(2) 道路運送車両法

出題数 4問 

2-1	目的・定義	20
2-2	点検	21
2-3	検査	23
2-4	保安基準	25

(3) 道路交通法

出題数 5問 

3-1	用語	28
3-2	通行の方法	29
3-3	過積載	33
3-4	駐車禁止	35
3-5	行政処分	36
3-6	合図	38
3-7	法定速度	38
3-8	救護義務	39
3-9	運転者の遵守事項	39
3-10	標識	41

(4) 労働基準法

出題数 6問 

4-1	労働契約	42
4-2	労働賃金	43
4-3	使用者の義務	44
4-4	就業規則	45
4-5	労働安全衛生法関係	46
4-6	労働時間改善基準	47

(5) 実務上の知識

出題数 7問 

5-1	運行管理上の業務	56
5-2	点呼	57
5-3	事故防止・ 事故等緊急事態対応	63
5-4	道路現場での現象	67
5-5	健康管理	69
5-6	積載方法	71
5-7	運転者の対応・運行管理者の 指導等	73
5-8	事故報告に基づく再発防止策問 題等	74
5-9	計算問題	78

(6) 令和元年度第1回 試験

問題	84
解答と解説	102

出題数 合計 30問

合格点 18問

(但し、全科目最低1問以上。実務上の知識は2問以上の正解を要します)

略語説明

事業法	…貨物自動車運送事業法
施行規則	…貨物自動車運送事業法施行規則
安全規則	…貨物自動車運送事業輸送安全規則
事故報告規則	…自動車事故報告規則
事業報告規則	…貨物自動車運送事業報告規則
指導及び監督の指針	…貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
車両法	…道路運送車両法
車両法施行規則	…道路運送車両法施行規則

保安基準	…道路運送車両法の保安基準
点検基準	…自動車点検基準
道交法	…道路交通法
道交法施行令	…道路交通法施行令
道交法施行規則	…道路運送車両法施行規則
労基法	…労働基準法
改善基準	…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

1. 貨物自動車運送事業法関係

貨物 別冊項目別過去問題集

◎法令事務センター

(1-1 目的・定義) 【ここに注目!】項目別に理解できる

貨物自動車運送事業法の目的について、次のA・B・C・Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選りなさい。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく を図るための による を促進することにより、 を確保するとともに、貨物自動車運送事業の を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| 1. 健全かつ継続可能 | 2. 総合的な発達 | 3. 自主的な活動 |
| 4. 輸送の安全 | 5. 主体的な活動 | 6. 輸送の秩序 |
| 7. 健全な発達 | 8. 適正かつ合理的 | 9. 措置の遵守等 |
| 10. 秩序の確立 | 11. 民間団体等 | 12. 運送事業者 |

解答及び正誤	解説・参考条文	テキストページ
A-8 B-9 C-11 D-3 E-4 F-7	事業法第1条	1

(1-2 輸送の安全の公表)

次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が法令の定めにより公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを1つ選りなさい。

- 【ここに注目!】**
テキスト参照ページで
問題集を解く→テキスト参照 **で**
確実に理解できる
- 1. 輸送の安全に関する基本的な方針
 - 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - 3. 統括運行管理者及び運行管理者の職務及び権限
 - 4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

解答及び正誤	解説・参考条文	テキストページ
正解 3	運輸安全マネジメントによる公表事項は、①輸送の安全に関する基本方針 ②輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ③事故に関する統計及び行政処分後の改善状況等をインターネットで公表するであり、統括運行管理者等の職務権限については不要。運行管理規程に記載すべき事項である。	86

(1-3 許認可・約款・運賃)

一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- 1. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2. 一般貨物自動車運送事業者は、営業所又は荷扱所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)をするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。 **【ここに注目!】頻出問題は太字**
- 3. 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、あらかじめ所定の事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- 5. 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(輸送の安全確保の命令)、同法第26条(事業改善の命令)又は同法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

貨物 別冊項目別過去問題集 ◎法令事務センター

(ホ) 運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり3日にわたる運行の計画を立てた。この計画に関する次の1~4の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選びなさい。

- 1. 1日についての拘束時間、連続運転時間及び2日を平均して1日当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）を超えていないと判断して、当該運行を運転者1人乗務とした。
- 2. 1日についての最大拘束時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 3. 連続運転時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
- 4. 2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

＜3日にわたる運行の計画＞



解答及び正誤		解説・参考条文	テキストページ
1	×	<p>※運転時間は2日平均9時間以内/日 であり、特定日の前日と特定日の平均運転時間、特定日と特定日の翌日の平均運転時間が両方とも9時間を超える場合、改善基準に違反する。</p> <p>1日目の運転合計時間 4+2+4=10時間</p> <p>2日目(特定日)の運転合計時間 2+2+2+4=10時間</p> <p>3日目の運転合計時間 1+4+2+2=9時間</p> <p>2日目を特定日とすると、</p> <p>(10+10)÷2=10 ←特定日の前日と特定日の平均運転時間</p> <p>(10+9)÷2=9.5 ←特定日と特定日の翌日の平均運転時間</p> <p>両方とも9時間を超えるので、改善基準に違反するため、1人乗務は適さない。</p>	66
2	×	<p>拘束時間に関して 1日目：始業時間4時～終業時間19時 →15時間</p> <p>2日目：始業時間6時～終業時間22時 →16時間</p> <p>3日目：始業時間6時～終業時間19時 →13時間</p> <p>なので、改善基準に違反していない。</p>	66
3	×	<p>4時間を超える連続運転禁止。連続運転4時間に対し30分以上の休憩が必要である。</p> <p>1日目～3日目まで、4時間の連続運転に対し、いずれも30分以上の休憩が確保されているので、改善基準に違反しない。</p>	66
4	○	<p>選択肢1の解説参照。交替運転者の配置が必要である。</p>	66

【ここに注目！】 解き方・考え方をわかりやすく説明した解説です